

令和7年度第2回鴨川市地域福祉推進会議及び鴨川市健康づくり推進協議会合同会議

日時 令和7年12月15日（月） 午後1時30分から
場所 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
2階コミュニティホール

【出席者】

（委員）

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市
安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

医療法人鉄蕉会亀田総合病院 リハビリテーション事業管理部長	村永 信吾（会長）
医療法人鉄蕉会亀田総合病院 看護部長	渡邊 八重子
安房歯科医師会鴨川支部 のぞみ歯科医院	川崎 淳
鴨川市食育推進協議会 会長	谷地 瞳子
鴨川市内小中学校長会 会長	石井 聖一郎（東条小学校学校長）

【欠席者】

NPO法人夕なぎ理事長	鎌田 麻子
医療法人明星会理事長	金井 重人（副会長）
鴨川オーシャンスポーツクラブ 会長	唐鎌 武則

【事務局】

市民福祉部 鈴木 克己部長	
健康推進課 長幡 祐自課長、石渡 一光課長補佐、高橋 誠係長、平川 健司副主査	
濱崎 圭一副主査、笹子 洋子保健師、山口 恵子保健師、田中 有里保健師	
宇山 夏海主事	
福祉課 四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐、久保 和正主任主事	
子ども支援課 嶋津 延枝課長、鈴木 卓課長補佐	
市民生活課 山口 紀子課長	
学校教育課 谷 智恵課長	
社会福祉協議会 羽田 幸弘事務局長、高橋 徹主任	
鴨川地域保健センター 野澤 憲子副センター長	
㈱ジャパンインターナショナル総合研究所 小林 大塚	

【傍聴人】 1名

＜次 第＞

- 1 開会
- 2 進行役議長及び会議録署名人の選出
- 3 議件
 - (1) 第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）【資料1】
 - (2) 今後のスケジュールについて【資料2】
- 4 その他
- 5 閉会

＜会議録＞

1 開会

事務局（石渡課長補佐）： 皆様、こんにちは。ただ今より、令和7年度第2回地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会合同会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます市民福祉部健康推進課の石渡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。本会議は、鴨川市情報公開条例第23条第1項本文の規定により、公開することとされており、また、傍聴希望がある方には、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に定める所定の手続きを経て、傍聴していただくこととなっております。なお、本日は、1名の方から傍聴のご連絡を頂戴しております。

また、会議録作成のために、会議を録音させていただき、発言者ごとに要点をまとめた会議録を作成し、これを公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願ひいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員は、それぞれ定数7名のところ、地域福祉推進会議の委員は6名、健康づくり推進協議会の委員は5名となっております。地域福祉推進会議の鎌田麻子委員、健康づくり推進協議会の金井重人委員、また、唐鎌武則委員は、本日欠席の旨の連絡を頂戴しております。

しかしながら、それぞれ両附属機関における過半数の委員出席は得ておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定によりまして、本会議は成立をしますので、その旨ご報告いたします。

2 進行役議長及び会議録署名人の選出

事務局（石渡課長補佐）：本日の会議も前回と同様、両附属機関を一堂に会して行う合同開催の部分と、休憩を挟みまして、それぞれの機関にてご審議いただく部分の2部構成の会議として実施す

ることとしております。

進行役議長につきましては、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の定めによりますと、会長が議長になることとなっているので、本日も村永会長と榎本委員長がこの合同会議でも議長を務めていただくことになりますが、円滑な議事進行を図るため、前回同様、合同会議の進行役につきましては、村永会長にお願いしたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

村永会長：進行役を務めさせていただきます、村永でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、会議録署名人の選出をいたします。こちらも前回同様、それぞれの機関で会議録を作成する必要があることから、両機関で、それぞれの議長から会議録署名人をご指名いただくこととなります。以上のことから、まず、健康づくり推進協議会の議長として指名をさせていただきます。健康づくり推進協議会の会議録署名人は、川崎 淳委員を指名させていただきたいと思います。川崎委員、よろしくお願ひします。

それでは、地域福祉推進会議の議長である榎本委員長、会議録署名人の指名をお願いいたします。

榎本委員長：地域福祉推進会議の会議録署名人は、濱田 勝久委員を指名させていただきたいと思います。濱田委員、よろしくお願ひします。

事務局（石渡課長補佐）：ありがとうございます。会議録署名人のお二方には、後日会議録がまとまり次第、事務局よりご確認のお願いに伺いますので、よろしくお願ひします。

3 議件

（1）第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）【資料1】

村永会長：次第の3、議件の1番目、「第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、資料1「第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）」について説明します。

まず、表紙をご覧ください。前回、10月22日にお諮りした骨子案から、タイトルも大きく変わり「地域福祉活動計画」という表現を加えました。令和7年12月という日付の下にも、「鴨川市・鴨川市社会福祉協議会」ということで表示を加えています。

ページを1枚めくりますと、「はじめに」ということで、市長のあいさつを顔写真入りで掲載します。次のページでは、同じ白い枠で「はじめに」ということで、社会福祉協議会榎本会長のあいさつを掲載します。

続いて、目次をご覧ください。前回、骨子案の時にも触れましたが、本計画は3部構成となっています。第1部が総論、第2部が各論Ⅰとして健康増進計画、第3部が各論Ⅱとしてこちらも表現を改めまして地域福祉計画・地域福祉活動計画としています。前回会議では、骨子案の第1部総論についてご審議いただきましたが、今回は、前回の骨子案から変更のあった点を

中心にご説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えています。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。「第1章 計画の策定に当たって」ということで、「第1節 計画の背景・趣旨」の構成としてはほとんど同じですが、前回の骨子案から文章の表現が変わっています。ここは計画の中心の部分ですので、確認の意味で読み上げさせていただきます。『本市では、これまで「健康増進計画」と「地域福祉計画」を一体的に捉え、平成22年度に「鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、平成27年度には「第2期鴨川市健康福祉推進計画」、令和2年度には「第3期鴨川市健康福祉推進計画」へと改定を行い、健康福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。この間、国の健康増進分野では、令和5年5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（新基本指針）」が告示されました。また、「健康日本21（第三次）」においては、人生100年時代の到来や社会の多様化に伴い、住民一人ひとりの健康課題も多様化している現状を踏まえ、「誰一人取り残さない健康づくり」の推進が掲げられています。さらに、生活習慣の改善を含む個人の行動変容と健康状態の改善を促すための「より実効性をもつ取組」を重点的に推進することが示されています。併せて、現在策定が進められている第5次食育推進基本計画を含め、これら国の新たな動向を踏まえ、健康増進計画の策定を進める必要があります。地域福祉分野については、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されて以降、生活困窮者自立支援法の他、孤独・孤立対策、成年後見制度、再犯防止対策など福祉分野に横断的に捉える各種法改正や関連計画の見直しが行われています。地域福祉を取り巻く状況は近年大きく変化しており、これらの動向を踏まえた上で、地域福祉計画の策定を進める必要があります。』さらに、この後付け加えた文章ですが、『このような社会情勢の変化や新たな地域課題を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で、安心して活躍し、生活できる地域社会の実現に向けて、本市では「健康福祉推進計画」及び「地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。』ということで、この最後の4行を加えさせていただきました。

3ページに移りますと、「第2節 計画の位置付け」ということで、それぞれの根拠を示しています。計画の位置付けを図で表したものについては、前回の骨子案からの変更はありません。計画の位置付けの図のすぐ上の3行ですが、『また、本市における地域福祉の実効的な推進を図るため、本市の「地域福祉計画」と鴨川市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を相互に連携させ、両計画を一体的に策定するものです。』ということで、表現を加えさせていただきました。表紙のタイトル、あいさつ、目次、2ページ、3ページの部分で、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定していることについて述べている部分が、ここまで大きな変更になります。

4ページから9ページにわたっては、計画の期間、国県の動向についての内容をお示していますが、骨子案からの大きな変更はありません。

10ページをご覧ください。健康福祉の現状としまして、10ページから30ページまでは、データをグラフや表で説明も加えながらお示しています。骨子案と内容が違う部分としては、令和6年データを所々グラフ上に反映させていただいたところです。内容についての大きな変更はありませんが、表で示していたものをグラフに変えたり、見やすさを意識して編集し直したりしています。1点、16ページをご覧いただきたいと思います。（2）合計特殊出生率の推移ですが、令和5年は1.01まで下がっていたのが、令和6年のデータを調べたところ1.22まで

上がっていたため、文章も『合計特殊出生率は令和2年から令和6年にかけて減少傾向にありました、令和6年は1.22と上昇し、千葉県・全国値を上回っています。』と大きく変わっていきます。

続いて、31ページをご覧ください。31ページから3ページにわたって、関係機関・団体ヒアリング調査結果についてまとめています。令和7年10月16日に、市内で活動する10団体に対してヒアリングを実施したのですが、前回の会議が10月22日とヒアリング実施直後だったため、再度ヒアリング時の記録を確認して、団体の意向を汲み取って文章にしています。

34ページから38ページをご覧ください。第3期計画の進捗状況について、(1)が健康増進分野、(2)が地域福祉分野となっています。そして、36ページから(1)(2)(3)が健康増進分野の課題、(4)(5)(6)が地域福祉分野の課題として捉えたものになります。こちらも、前回からの大きな変更はありません。

続いて、39ページからが「第3章 健康福祉推進計画の基本的な考え方」になります。39ページに書いてているのは、第3次基本構想では「健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川」ということを、将来都市像として掲げています、その中の健康福祉分野の基本方針としては、「健やかに暮らせる福祉のまち」としているのが、この第3次基本構想になります。前回の10月の会議を経て、この基本的な考え方を踏まえて「みんなで取り組もう一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を引き続き目標像として定めています。

続いて40ページをご覧ください。本計画の目標像の実現に向けて定める基本理念として、健康増進計画部分を各論Ⅰ、地域福祉計画・地域福祉活動計画部分を各論Ⅱと位置付けています。健康増進計画についての基本理念として、今現在は「誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり」を掲げていますが、第4期の案として2つ挙がっています、この後の個別の会議でご検討いただきたいと思います。各論Ⅱの基本理念については、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」が現在掲げている基本理念になりますが、前回に引き続きこちらを基本理念として掲げ進めていきたいと考えています。

41ページをご覧いただきますと、第3次基本構想との相関図が示されています。上の部分については、第3次鴨川市基本構想の5つのまちづくりを基本理念とした形で示し、福祉分野の基本方針を「健やかに暮らせる福祉のまち」と謳っている状況です。それを受け、中ほどから下に2つの計画が並列しており、上位計画と連動しながら計画を策定します。各論Ⅰの健康増進計画部分については、第1節から第8節の8つの施策、各論Ⅱの地域福祉計画・地域福祉活動計画の部分については、6つの節に分けた施策を掲げて、この後の個別会議でご意見をいただきたいと考えています。

42ページ、43ページをご覧ください。42ページは図で大きく示していますが、自助・共助・公助の考え方を継承しながら、より発展的な自立・共生・公共という取組をしていきましょうという図になります。現行計画でもこの図を用いていますが、それぞれの3つの輪が離れることがなく重なり合いながらまちづくりを進めていき、真ん中に協働・連帯という言葉がありますが、43ページの上部に「協働・連帯」とはということで、2つの言葉の定義を示しています。こちらについても、前回からの変更はありません。

44ページをご覧ください。こちらも現行計画で示している部分となります。福祉の圏域を6層、6つのステージに分けて、健康づくり・地域福祉に関する取組を進めていくことを示しています。

45 ページ、46 ページについては、重点的取組ということでお示しをしています。重点的取組を図で示した 45 ページに対して、46 ページでは 3 つの重点的取組を文章とイラストで説明しています。1 点目が「身近な地域課題に気づき、支援が届く仕組みづくり」、2 点目が「健康福祉の地域づくり」、3 点目が「健康福祉のネットワークづくり」を進めていくことで、3 つの取組を進めていくことを提案しています。

47 ページをご覧ください。こちらは、この原案から新たに 1 ページ加えさせていただいたものになります。「第 5 節 包括的支援体制（重層的支援体制）の構築」ということで、文章を読み上げます。『近年、地域住民が抱える課題は、高齢・障がい・子育て・生活困窮などの属性や制度の枠を超え、複雑化・複合化しています。こうした支援ニーズに対して、従来の分野・属性別の体制では支援が届きにくい状況も生じています。本市では、「ワンストップ相談支援」「参加・地域づくり支援」「地域資源の活用・つながり強化」の三つの機能を一体化した重層的支援体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立し、つながりを持って暮らせるまちをめざします。』ということで、共有部分に包括的支援体制の構築を目指すことを掲げました。このページの最後の 2 行になりますが、『包括的支援体制（重層的支援体制）の構築に関する施策・事業については、第 2 部各論以降の「市や新たな公共の担い手」に【重層】の印を加えます。』ということで記載があります。この部分について具体的に説明しますと、133 ページの中ほどにある「市や新たな公共の担い手」の中の、箇条書きの 1 つ目に示していますが、「認定こども園において、園児と地域住民が交流できる機会を設け、地域の中でふれあい、ささえあう意識を根付かせます。」という文章の後ろに、直接の担当課として子ども支援課が示されており、その後に「重層」という言葉が四角の枠で表現されています。こういった形で、重層的支援体制に関連がある部分について所々示されています。ここが、骨子案にはなかった新たな表現の部分になります。

48 ページから 51 ページにかけては、「第 6 節 計画の推進体制」として、「1 各主体と役割分担」、「2 庁内における推進体制」、「3 計画の進行管理」、「4 本計画と SDGs」となっていますが、この 51 ページまでがご審議いただく部分になります。

最後に 180 ページをご覧ください。資料編として「1 策定委員会設置条例」、「2 委員名簿」、「3 策定経過」などをこちらに掲載する予定となっています。説明は以上です。

村永会長：ただ今の事務局からの説明について、共通事項として議論すべき案件についてご意見をいただきたいと思います。

それでは、私のほうから質問です。16 ページで、鴨川市の合計特殊出生率が令和 6 年に 1.22 に上がったということでしたが、何かその原因としての考察はありますか。

事務局（高橋係長）：令和 6 年に 1.22 に上がっていますが、基になる数字の確認をしましたところ、令和 6 年に生まれたお子さんの数が 142 人ということで、前年の 125 人に比べて単純に生まれたお子さんの数が多かったということになります。参考までに、令和 2 年も 1.41 と高いのですが、生まれたお子さんの数が 188 人と多く、令和 3 年は 154 人に減ったため 1.16 に下がったという結果になっています。この合計特殊出生率については、計算方法によっていろいろな現象が出ることがありますが、単純に全体の人数が少ないので生まれた方が多くなると、その分率の変化も大きくなると認識していただければと思います。

村永会長：数字が上がったポイントみたいなものがあれば、今後そこをどう強化していくかということになると思いましたが、もう少し様子を見なければならぬという感じですね。ありがとうございました。

もう1点ですが、51ページに「4 本計画とSDGs」についての内容が掲げられていますが、実際の各施策との関連性について、ある程度意識はされているのでしょうか。ほかの自治体では、関連する施策にSDGsの数字を入れているところもあります。

事務局（渡邊課長補佐）：現行計画を作成する時点でも、本計画の策定時にもSDGsについて意識をしていくという話は挙がっていますが、会長がおっしゃられたような形で示す取組はありませんでした。今後、調整の中でできればと考えていますが、現時点ではそこまではできておりません。

村永会長：SDGsのゴールが2030年ということであと5年ぐらいになりますので、せっかく掲げているのであれば、そのつながりがあったほうがより社会的にも良いインパクトを与えられるのではと思った次第です。

ほかにご意見があればお願いします。

渡邊委員：15ページの「(3) 高齢者世帯」ですが、令和2年までのデータは出ていますので、この後の令和5年、令和6年あたりの数字があれば、教えていただきたいです。

事務局（石渡課長補佐）：こちらは、5年ごとに実施される国の統計調査である国勢調査に基づくもので、ほかに個別の情報があるか確認させていただいて、もしあればそこを引用させていただくという対応でよろしいでしょうか。

渡邊委員：もちろんです。特に、鴨川市の高齢単身世帯がどのくらい急増しているのかが分かればと思いまして、質問をさせていただきました。

事務局（石渡課長補佐）：確認して、次回お示しできればと思います。

村永会長：ほかはいかがですか。

榎本委員長：地域福祉計画と健康増進計画は大きな意味で、福祉でつながっていますので、会議の際は広い角度、全体の中での福祉という目線でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

遠坂委員：今回の素案は、とりまとめや作成など大変なご苦労だったと思います。どうもありがとうございました。今日の午前中に、国ほうの社会保障審議会の福祉部会が行われまして、私もYouTubeライブで見ていました。成年後見制度の改正や地域共生社会の在り方についての議論が今年の4月から始まり、半年経って素案が部会に提示されたということで、社会保障審議会の福祉部会の報告書が、今月中に厚生労働省のホームページにアップされるというこ

とが本日提示されました。この鴨川市の地域福祉計画の策定は、5年後、10年後、15年後を見据えて、この地域をどのようにつくりていくかというスタート地点になると思っている中で、社会保障審議会の素案を読むと、やはり先ほど議長がおっしゃった2030年がゴールであるSDGs、それからわが国においてかなり声高に前面に出てきている2040年問題というのを、社会保障審議会の報告書においても最初の前文に据えて、これからどうしようかという議論の流れになるという立て付けになっていました。前回の分科会のほうで、私は意見を申し上げたのですが、やはり2040年問題というのを意識化した上で、鴨川市においても地域の在り方、2040年に推定される課題を、今この時に明示して、今後5年間の内容づくりを意識的にやっていったほうが良いのではないかと思います。そのような文言が、前文あたりに散りばめられると少し見栄えが良くなるのではないかと思いました。

村永会長：確かに、11ページを見ていただいても、2040年では25,092人、2050年には22,407人とかなり人口が減ってくるというベースの上で、健康づくりや社会福祉というものを考えなければならないという、そういう時代が目の前に迫っていることを改めて感じているところです。そのあたりは含まれていると思いますが、もっと前面に出して良いのではと思います。

事務局（渡邊課長補佐）：今、教えていただいた部分をもう一度十分に研究して、盛り込める部分をまたさらに加えていきたいと考えています。

村永会長：まさに今年は2025年問題ということで、団塊の世代の方々が後期高齢者になった年になります。次の医療計画でも2040年というのは大きな節目になると思いますので、ぜひタイムをそのあたりに絞っていただけるとよろしいかと思います。

ほかにはいかがですか。

それでは、ご意見等がないようすでにお諮りいたします。ただ今の議件1「第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）」は、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

村永会長：ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

次に議件の2番目、「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

（2）今後スケジュールについて【資料2】

事務局（渡邊課長補佐）：資料2をご覧ください。8月をスタートにして、現状分析・課題把握から一番下の会議における検討・意見聴取まで4つの項目に分けまして、スケジュールでお示ししたものがこの表になります。本日の第2回合同会議と第3回の個別会議がこの表の中ほど、12月中旬の3つの黒丸のところになります。今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを1月6日から2月4日まで実施して、官公庁で閲覧してもらったり、インターネット上にアップしたり、広くこの計画案を見ていただきまして、ご意見を頂戴する予定となっています。パブリックコメントが終わったあとに、いただいた意見を調整し、関係機関や関係各課、社会福祉協議会と現状とすり合わせて、状態を整え計画案を作成していきたいと考えています。そ

の計画案をもって、2月の中旬に第4回目の個別の会議で再度ご審議いただいて、完成へ向かって進めていくことになります。また2月の会議については、日程調整をさせていただきます。説明は以上です。

村永会長：ただ今の説明に対して、何かご意見等はありますか。

ご意見がないようですので、今後のスケジュールについてはご承知いただけたものと認めます。議件は以上です。

皆さまから貴重なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、この合同会議における私の進行役としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局（石渡課長補佐）：村永会長におかれましては、円滑な議事進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重かつ丁寧なご審議をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

4 その他

事務局（石渡課長補佐）：次第の4のその他ですが、次の個別の会議について説明します。

このあと、10分程度休憩を取りまして、地域福祉推進会議の皆様におかれましては、この前会議をやりました研修室で、健康づくり推進協議会の皆様におかれましては、こちらで開催しますのでよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回健康づくり推進協議会及び地域福祉推進会議の合同会議を閉会いたします。ありがとうございました。

5 閉会

令和7年度 第3回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和7年12月15日（月）午後2時40分から

場所 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

2階 研修室

【出席者】

（委員）

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市
安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

【欠席者】

NPO法人夕なぎ理事長	鎌田 麻子
-------------	-------

【事務局】

健康推進課	平川 健司副主査、濱崎 圭一副主査、
福祉課	四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐、久保 和正主任主事
子ども支援課	嶋津 延枝課長
社会福祉協議会	高橋 徹主任
㈱ジャパンインターナショナル総合研究所	小林

【傍聴人】 1名

＜次 第＞

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議件
 - (1) 第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）【資料1】
 - (2) 今後のスケジュールについて【資料2】
- 4 その他
- 5 閉会

＜会議録＞

1 開会

2 あいさつ

榎本委員長：それでは、引き続きの会ということでお疲れでしょうが、よろしくお願ひします。地域福祉については、継続して取り組んでおられる方も来られていますが、人の想いに支えられていて、そのような想いを少しでも大きくしていくことが、次のステップにつながっていると思います。地域福祉の輪が広がって、住み良い社会、住み良い地域づくりにつながるように、本日は積極的なご意見をいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局（渡邊課長補佐）：ありがとうございました。これより、議事に入らせていただきますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の定めによりますと、委員長が、会議の議長になるとされていますので、議事運営につきましては、榎本委員長にお願いしたいと思います。

それでは榎本委員長、よろしくお願ひいたします。

榎本委員長：改めまして、よろしくお願ひします。なお、会議録の確認については、濱田勝久委員を指名させていただきたいと思います。濱田委員よろしくお願ひします。

3 議件

（1）第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）【資料1】

榎本委員長：これより議事に入ります。

まず、はじめに議件1①「第1部 総論」、②「第3部 各論Ⅱ」「第1章 計画の基本的な考え方」について議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、説明いたします。第1回合同会議、先ほどの第2回合同会議の中でもご審議いただいた総論ですが、47ページは先ほども説明したとおり、今回、包括的支援体制についてを1つの節としてこのページに設けました。概要については、先ほどの会議で触れましたが、地域福祉における重層的支援体制の構築について、さらに詳細の部分を福祉総合相談センター平川副主査より説明いたします。

事務局（福祉総合相談センター平川副主査）：健康推進課福祉総合相談センターの平川と申します。よろしくお願ひします。

それでは、47ページをご覧ください。「第5節 包括的支援体制（重層的支援体制）の構築」について、説明します。国としては、特に対象者を問わずに、子どもさんから高齢者までが全てカバーされる仕組みづくりということで、平成2年に社会福祉法改正により包括的支援体制整備事業の推進が掲げられています。これまで、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等、様々な課題を抱える方を、それぞれ分野ごとに支援していくという方針であったものが、各分野と連携し、相談支援や地域づくりに関わる既存制度を最大限に活用した上で、対応できなかったニーズに対して活用していくというものとなっています。鴨川市においては、平成24年度に福祉総合相談センターを立ち上げて、特に分野を問わずに関わる相談支援をすでに実施し

ています。そのほかに、ふれあいセンター、3課、いろいろな市内の医療・介護機関、また社会福祉協議会さんと連携しながら、相談に応じ、特に対象者を問わずにいろいろな機会につなげていくということも実施しています。今後も、重層支援という限られた枠にとらわれずに、包括的支援体制整備事業の推進に取り組んでいきたいと思っています。以上です。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、引き続いて118ページをご覧ください。②「第3部 各論Ⅱ 地域福祉計画・地域福祉活動計画」の「第1章 計画の基本的な考え方」についてご説明します。

まず118ページでは、先ほども触れましたが、「自立」「共生」「公共」の部分を地域福祉の基本的な考え方として図を用いて示しています。こちらは前回計画と同じとなっていますが、54ページをご覧いただると、健康増進計画の部分となっていました、「自立」「共生」「公共」を意識しながら推進していくところも、地域福祉計画と同じつくりになっています。

119ページをご覧ください。「第2節 地域福祉の基本理念」についてです。先ほどの合同会議でも触れましたが、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」ということで、前回に引き続きこちらの基本理念で進めていきたいと考えています。

120ページをご覧ください。こちらの表は、一番左側に基本理念、次に取組の方向として6つの節に分かれています。そして右側が、施策の方向ということで、1-1から6-4まで23の施策を掲載しており、このような施策の体系を持って計画が成り立っています。

121～122ページをご覧ください。こちらは、重点項目についてお示ししています。120ページの取組の方向の節ごとに重点項目を表していますが、これらを重点に見据えて進めていくということで、特出しをしたページとなります。

続いて、123ページをご覧ください。こちらも前回の骨子案ではお示ししていませんでしたが、社会福祉協議会さんとの位置付けについて、合同会議のほうでも説明しましたが、地域活動計画と一体的に取り組んでいくということで、地域福祉計画と地域福祉活動計画のそれぞれの違い、性格というものを細かく説明しています。簡単にお話をさせていただきます。地域福祉計画は、社会福祉法という法律に基づいて策定する鴨川市役所が立てる行政計画であり、福祉分野の取組の方向性を定める理念計画とも表現される計画です。それに対して、地域福祉活動計画については、社会福祉協議会さんが呼びかけて、住民、地域において、社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業を経営する者が、相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であります。下の図では、市が定める地域福祉計画が行政計画であることに対して、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画は民間計画であることが、理念計画に対して、行動の実態の計画である活動計画であることが表されています。これから鴨川市の地域福祉をより一層推進していくためには、市が策定する地域福祉計画と、社会的協議会が策定する地域福祉活動計画を連携しながら進めていくことが効果的であることから、両計画を一体的にしたものとして「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と表しています。

124～128ページをご覧ください。こちらでは、社会福祉協議会の具体的な取組を説明していますので、この部分に関しては、社会福祉協議会地域福祉推進室の高橋市民福祉活動専門員より、説明をお願いしたいと思います。

事務局（社会福祉協議会高橋市民福祉専門員）：社会福祉協議会地域福祉推進室の高橋と申します。

それでは、124 ページをご覧ください。社会福祉協議会は、地域住民と行政が協力し、福祉の向上を目指す民間団体で、全国の市区町村に設置されていて、地域に根差した活動をしています。鴨川市社会福祉協議会においては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するために、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進しています。また、身近な地域での住民相互のささえあいの福祉を推進するため、旧小学校区単位に 13 の地区社会福祉協議会（地区社協）が設置されており、地区社会福祉協議会は、地域密着型のボランティア組織で、住民の身近な場所で、特色に合わせて活動をしていただいている。鴨川市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の関係ですが、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地区社協も会費や募金活動、福祉教育など、市社協の活動に協力するといったように、上下ではなく相互補完関係という、お互いに連携し合っていきましょうという関わりになっています。

次に「社会福祉協議会の機能」に移りますが、一番下に米印で「社会福祉協議会基本要項 2025」とあります。こちらは、全国社会福祉協議会のほうで、今年の 3 月に 33 年ぶりに改定されたもので、今までの社会福祉協議会の活動に加えて、今後を見据えた新たな取組も入っていますので、またご覧いただければと思っています。この社会福祉協議会基本要項 2025 の最も大切なところとしては、社協の最も重要な役割は「ともに生きる豊かな地域社会の創造」ということが使命となりました。誰もが孤独・孤立することなく、その人らしく生活を送ることができる地域づくりを目指していくということで、具体的な取組方針について 125～126 ページをご覧ください。

様々な地域課題が複合化・多様化している中で、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくためには包括的な支援体制が求められています。特に、孤独・孤立の問題は、地域生活課題に共通する要因となっています。社協は家族や地域、職場などにおける人ととの「つながり」の希薄化、頼れる親族など身寄りのない高齢者等を住民や地域の関係者とともに、「つながりづくり」をするための取組を重ねる必要があります。そのために、住民や地域の関係者、行政等のそれぞれの主体が役割を果たしつつ、「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組み、専門職による多職種連携や多機関協働等を行っていきたいと思っています。また、少子高齢化、人口減少を踏まえますと、単独の市町村では解決が難しい地域生活課題があります。そういったところも、社協間、社会福祉法人・福祉施設、福祉以外の分野、様々な企業から地域貢献をしたいという声が上がっていますので、そういった多分野で地域課題の解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。重点的な取組としては、「(1) 健康福祉の課題への対応と地域のつながりの再構築」「(2) 広域的な事業・活動の連携・協働の推進」「(3) 市社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編」ということで、様々な地域課題に対して社協自体もそのような取組や、サービス等もまた検討していきたいと思っています。先ほどご説明した地区社会福祉議会については、どこにどの地区社協さんが設置されているかといった地図が載っていますので、ご覧いただければと思います。

127～128 ページをご覧ください。鴨川市社会福祉協議会の主な事業についてですが、社会福祉協議会では高齢者だけではなく、障がいのある方、また学童クラブの運営等も行っています。それから、安房地域権利擁護推進センターの運営、日常生活自立支援事業、また鴨川市災害ボランティア活動センターの運営等も行っています。お手元に、11 月に発行されたかもがわ社協だよりがありますので、お時間がありましたら見ていただければと思います。今、災害が全国各地で多発しています、台風、地震以外にも、山火事などいろいろな自然災害が発生してお

り、災害への平時からの備えや、地域防災の取組に対して皆さんの関心が高まっていますので、そういったことを社会福祉協議会も強化して取り組んでいきたいと思います。以上になります。

事務局（渡邊課長補佐）：①「第1部 総論」の中の「第5節 包括的支援体制（重層的支援体制）の構築」、②「第3部 各論Ⅱ」の中の「第1章 計画の基本的な考え方」について、説明をさせていただきました。

榎本委員長：ただ今事務局から説明がありましたが、何かお気付きの点がありましたらお願ひします。

栗原委員：先般、テレビでNPO法人の終身サービスという名前だったと思いますが、高齢単身世帯の方に対して、まだ動けるうちは一緒に買い物に行ったり、訪問介護のように家事の手伝いをしたりして、介護度が重くなになると、財産管理をして病院に入れたり、施設に入れたりして、亡くなるとお葬式もして、財産の処分、墓じまいまでやっていました。合同会議の中でも話があったように、これから当然高齢単身世帯は増えていくと思いますので、そのようなサービスが非常に増えていくのではないかということでした。市町村では、社会福祉協議会がそのようなことは担っていると思いますが、そのサービスは24時間365日、どんな時も電話が来れば飛んでいくという話だったので、非常に大変なことだと感じました。また、遠坂さんのような後見人のお仕事にも絡んでいる仕事なのかなと思いました。それは、お金で解決するわけではありますが、高齢単身世帯が非常に多くなってくると、かなり困難なことになると思います。それでも、やらなければいけないことだと思います。こちらの「自立」「共生」「公共」ともよくマッチしていると思いました。これから、そのような時代が進んでくると思いますが、それに対応する行政は本当に大変だとつくづく感じていますし、考えていかなければいけない問題だと思いました。

榎本委員長：ありがとうございます。今出た後見人の話ですが、鴨川市社協が3市1町の市民後見人の事務局をやっていますが、後見人を使わなければいけない人は増えてきています。今年の、市民後見人の活動の中で、確か41名が後見人の研修を終えられたということで、そのようなケースに合った方々の対応が少しはできるようになってきたと思います。私もテレビで見たのですが、今はそのような対応もされないまま急に亡くなる方もいるとのことで、国の財源は1,300億くらいだそうですが、鴨川市にいる限りそういうことが起きないように、地道に対応できるように、認知症で何も分からなくなつて財産が国庫に入ってしまうと、このように使いたいという尊厳が守られないので、そのような思いを少しでもつなげられるように、鴨川市社協でも常に話題に上げて取り組んでいるところです。

ほかにご意見はありますか。

それでは、「第1部 総論」「第5節 包括的支援体制（重層的支援体制）の構築」、「第3部 各論Ⅱ」「第1章 計画の基本的な考え方」について、事務局から説明がありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

（異議なし）

榎本委員長：ご異議もないようですので、承認いただけたものと認めます。

続いて、議件1の③「第2章 基本的施策の展開」について議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、129ページをご覧ください。地域福祉計画・地域福祉活動計画の具体的な施策をどう展開させていくかを、6つの項目に分けて体系立てています。120ページを見ていただきますと、第1節から第6節までの取組の方向があつて、その下に施策の方向が合計23、体系付いているという説明になります。

129～179ページの、計画のつくりだけ簡単に説明します。まず、129ページの「第1節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり」の下に、グレーで網かけをしたところが「取組の方向性」となっています。その下が方向性に対する「現状と課題」となっています。そのあとが、129ページを例にしますと、「ささえあいの意識」「交流」「担い手・地域活動」などのような事柄を、それぞれトピックごとに特出しをして、箇条書きでお示しをしています。そのあと、130ページ以降にデータや、市民アンケートから見て取れたものを数値化して、グラフや表で表しています。この第1節に対しては、4つの基本的な施策というのが続くことになります。また、120ページを見ていただきますと、第1節に対して具体的な施策が1-1から1-4まで4つあるということになります。「1-1 ささえあいの意識が根付く」というのが、133ページを見ていただきますと、「取組」として「市民一人ひとり」「地域みんな」「市や新たな公共の担い手」という3つの枠組みで示されています。この順番が、「市民一人ひとり」というのは「自立」を言い換えた表現であります。「地域みんな」というのが「共生」という言い換え、そして「公共」の言い換えが「市や新たな公共の担い手」として、団体や関係機関がこのような取組をしていますという内容になっています。それぞれ箇条書きのような体裁になっていますが、「市や新たな公共の担い手」を見ていただきますと、1つ目の「認定こども園において、園児と地域住民が交流できる機会を設け、地域の中でふれあい、ささえあう意識を根付かせます。」というのは、子ども支援課が担当になっていますが、重層的支援体制にも関連があるということで、【子ども支援課】のあとに「重層」という言葉が白枠で入っています。それから、「重層」と似ていますが、重点目標として示しているものについては、136ページの「1-3 担い手を育む」という中の、「市や新たな公共の担い手」の1つ目、「広報かもがわ、市ホームページ並びにLINE配信を活用し地域のささえあい活動の啓発を行います。また、引き続き社会福祉協議会と連携し、防災訓練やイベントなどの発信を行います。」を見ていただきますと、福祉課、社会福祉協議会が担当になっていますが、そのあとに「重点」という言葉が白枠で入っています。このように、「重点項目」と「重層」については、文末に白枠で示しています。そして、最後にそれぞれの施策に対しての評価指標として、現状値を令和6年度末の数値、計画期間の最終年になる5年先を目標値として、それぞれの節の最終ページに定めています。139ページを見ていただくと、第2節が同じつくり、同じ順番で示されているという形になります。このような形で、地域福祉計画・地域福祉活動計画部分については第1節から第6節まで、健康増進計画部分については第8節まで8つに区切って示しています。

それでは、129ページをご覧ください。「第1節 ふれあい、ささえあいのある地域づくり」の取組の方向性としては、『地域で暮らす誰もが、支援の「ささえ手」「受け手」という関係を超えて、お互いにふれあい、ささえあうという福祉意識が浸透し、誰もが気軽に交流できる地域

を目指します。また、地域の中で担い手が育ち、市民が主体となってささえあいの福祉活動が展開される、活力ある地域づくりを目指します。』ということで、それに対して「現状と課題」は『国では、障害や病気を持っていても活躍ができるよう、支援の「ささえ手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体と共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指しています。』となっています。そして、133～134ページに進みますと、施策の方向として「1-1 ささえあいの意識が根付く」ということで、3つの段階にわたって取組をお示ししています。135ページが「1-2 地域で気軽に交流する」、136ページが「1-3 担い手を育む」となっています。重点的な項目として挙げたものだけ説明します。「市や新たな公共の担い手」の1つ目、『広報かもがわ、市ホームページ並びにLINE配信を活用し地域のささえあい活動の啓発を行います。また、引き続き社会福祉協議会と連携し、防災訓練やイベントなどの発信を行います。』ということで、福祉課、社会福祉協議会が担当として、重点的な項目として取組を進めていくものとなります。137ページは「1-4 地域の活動が盛んになる」という施策の方向に対する取組となります。138ページの評価指標については、「福祉体験出前学習の実施回数」「サロンの設置数」「ボランティア登録団体」「ボランティアコーディネート件数」「認知症サポート数」という項目があります。現状値に対して、少しずつでも数を伸ばしていくことが、評価の値となります。備考ということで、組織、団体の名前がありますが、それぞれの担当部署が入っています。

続いて、139ページ「第2節 地域づくりをささえる包括的な仕組みづくり」になります。「取組の方向性」は、『日常生活で必要な情報や、困っている時の相談が、必要な人に届けられる地域を目指します。また、地域福祉推進を目的として活動している人を支えるための活動資金の確保やネットワーク化を促し、福祉活動が発展していく地域を目指します。』、「現状と課題」は、『地域共生社会を実現していく上では、断らない相談支援や居場所づくり、多様な地域活動の普及・促進について包括的・重層的に支援していくことが重要です。』となります。第2節についても、4つの施策が続きます。「2-1 必要な情報が行き届く」「2-2 なんでも相談できる」で、「市や新たな公共の担い手」の1つ目、「市内4地区ごとにある福祉総合相談センターにおけるワンストップサービスによる総合相談支援の質の向上、充実と周知啓発を図ります。」は、健康推進課が担当課となっており、こちらも重層的なことでもあります。重点目標として捉えているものになります。143ページが「2-3 活動資金が確保できる」、144ページが「2-4 多様な資源をつなぐ」となっています。評価指標については、「民主委員・児童委員の充足率」「見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数」「市ホームページ「広報かもがわ」のページビュー数」「市公式LINE登録者数」「鴨川おたすけ便利帳のサービス項目（生活支援サービスの充実）」「法律相談件数」「福祉総合相談実績（新規件数）」の7項目となっています。

146ページをご覧ください。「第3節 安心して生活できる環境づくり」について、「取組の方向性」としては『地域の中での見守りが行き届き、孤独死をはじめ、児童・高齢者・障害者への虐待や、家庭内・パートナー間の暴力（DV等）のない地域を目指します。また、生活に困窮した人や支援が必要な人に、必要な福祉サービスが受けられるような地域を目指します。さらには、気軽に買い物や通院時の外出ができ、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。』となっています。「現状と課題」としては、「誰もが安心して暮らせる地域となるためには、地域の中での日頃の見守りが行き届き、必要な人が必要な支援を受けられる環境づくりが重要で

す。」となっています。147～148 ページが、市民アンケートからのデータを示しています。第3節については、5つの施策の方向に対する取組が示されています。「3-1 日頃の見守りが盛んになる」「3-2 孤独死や虐待、家庭内での暴力（DV等）がない」「3-3 生活に困窮する人がいない」「3-4 必要な人が福祉サービスを受けられる」「3-5 移動がしやすくなる」となっています。154 ページの取組には、2つの重点項目が入っています。『「鴨川市こども計画』に基づき、安心して子育てができるよう妊娠期から切れ目のない支援の実施に努めます。』は、健康推進課、福祉課、子ども支援課が担当課となっています。『「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「鴨川市障害者（児）福祉総合計画」「鴨川市子ども・子育て支援事業計画』の各分野別計画における福祉サービスについて充実を図ります。』も、健康推進課、福祉課、子ども支援課が担当課となっています。155 ページは、「3-5 移動しやすくなる」となります。156 ページには、第3節の評価指標として、「民生委員・児童委員の活動件数」「生活困窮に関する年間相談件数」「生活困窮に関する支援件数」「生活福祉資金貸付相談及びフォローアップ件数」「介護職員の資格取得研修の受講費助成」「福祉タクシー券の発行者数」「虐待防止連携協議会による専門職研修受講者数」の7項目を目標の値として設定しています。

157 ページからが、「第4節 災害等の非常事態に備える体制づくり」となっています。「取組の方向性」として、「日頃から犯罪を防止し、地震、台風など自然災害に対処できる地域づくりを目指します。また、一人では避難が困難な人たち（避難行動要支援者）の避難支援の体制をつくり、いざという時も安心して暮らせる地域を目指します。」に対して、「現状と課題」が「災害などの非常事態には、公的機関だけでは十分に対応できないことも見込まれるため、一人ひとりの個々の備えと地域の中での助け合いが重要です。」となっています。160 ページから、第4節では3つの内容を示しています。「4-1 地域ぐるみで防犯に取り組む」「4-2 地域ぐるみで防災意識を育む」「4-3 日頃から災害に備える」ですが、162 ページには3つの重点項目が入っています。「市や新たな公共の担い手」の1点目、「避難行動要支援者情報を収集・共有し避難行動要支援者名簿と個別避難計画を更新するとともに、名簿の提供について関係機関・組織と協議及び提供し災害に備えます。」は福祉課と危機管理課が担当課となっています。4点目、「幅広い災害に対応できるよう、定例会議や訓練を通して、安房3市1町間での災害時における連携体制及び専門職のネットワークを充実します。」は、健康推進課が重点項目として掲げています。そして、一番下の点になりますが、「災害ボランティア連絡会の設置や、災害ボランティアセンター設置訓練の実施など、平時からより多くの市民をはじめ、関係機関、広域的な行政等とも連携を強化し、災害に備えます。」を社会福祉協議会さんが取り組み、重点項目としています。163 ページは第4節の評価指標として、9つの項目を目標の値として設定しています。

164 ページからの第5節ですが、こちらは今までの表現と違いまして、「第5節 権利と利益を守る体制づくり（成年後見制度利用促進基本計画）」と、成年後見制度利用促進基本計画という単体の計画をこちらに付けて表現しています。こちらの中でも、基本理念を個別で謳っています。164～174 ページが第5節となっています。こちらの内容については、福祉総合相談センターの濱崎副主査から説明をしていただきます。

事務局（福祉総合相談センター濱崎副主査）：福祉総合相談センターの濱崎と申します。私からは、164 ページからの第5節について、ご説明をさせていただきます。

この節は、合同会議の中で遠坂委員からも意見がありましたが、団塊の世代が 65 歳になり始める年という、2040 年問題を視野に入れながら立てていかなければいけない、重要な計画だと私たちも考えています。これまでのこの計画をさらに進化させまして、新たな計画を作成したというものですございます。策定にあたっては、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画や、地域共生社会の在り方検討会議の中間取りまとめを参考にさせていただいておりまして、なるべく市や市社協、また安房地域権利擁護推進センターが具体的に活動をしていけるように、策定をさせていただいたところです。

第 5 節の基本理念としては、前の結果を踏襲するという形で、「自らの意思決定を尊重し、地域での生活を守るまち」とさせていただいている。基本理念の柱として、新たに 164 ページの一番下ですが、5) を追加させていただきました。誰もが自分の人生において、できるだけほかの方に決められてしまうような人生ではなくて、自ら意思決定を行って、納得のできる人生を送っていくということが望ましい形だと思われます。そのため、将来の意思決定の能力の低下に備えて、自らの意思を反映できるよう、行政ができる 1 つの手段として、任意後見制度を積極的に活用できるような環境を整えていくということが重要であるという考え方のもと、この 5) を追加させていただきました。

次に 170 ページをご覧ください。各論の重点項目について説明させていただきます。先ほど 121 ページに重点項目がありました。この成年後見関係は 11 項目あるのですが、全て説明する時間もありませんので、搔いつまんで説明させていただきたいと思います。鴨川市においては、安房 3 市 1 町の中では、実は一番若い市ということになっていまして、高齢化率も今現在 39.9% ということで、令和 8 年度は高齢化率が 40% を超えるということが予測されています。これは、鴨川市だけの課題ではなくて、千葉県ではこの 5 年間で 0.7% 上昇していて 27.6%、国レベルにおいても 29.4% と国全体で超高齢社会というような状況になっています。そのような背景の中で、国は民法や社会福祉法の改正を予定していまして、中でもこの成年後見制度は、すでに法務省の法制審議会において、改正の具体的な検討がされている段階であります。加えて、頼れる親族がいないなど、身寄りのない高齢者等を支える新たな事業を創設するといった方針も、国は出しています。日常生活自立支援事業の改正も協議をされているという状況となっています。このように、社会情勢の変化から、国レベルで権利擁護にかかる状況が大きく変化することが予想されていますことから、鴨川市においても、県や近隣市町村の動きを注視しつつ、安房 3 市 1 町の連携を取りながら、この圏域にあった最善の施策を、検討していきたいと考えています。

続いて、171 ページ「5-2」をご覧ください。鴨川市、ならびに安房ほかの 2 市 1 町は、委員の皆さんもご承知のように、県下 54 市町村で唯一権利擁護分野において、市町の枠を超えて広域で事業を展開していまして、鴨川市社協さんに安房 3 市 1 町が共同で委託する形で、中核機関であります安房地域権利擁護推進センターを設置しています。そのため、この計画は、鴨川市の計画ではありますが、安房広域で実施していく事業内容も盛り込まれています。安房 3 市 1 町は県内のほかの圏域に比べ、より強い連携を図ることが求められているという地域であります。安房地域権利擁護推進センターは、中核機関と呼ばれていますとおり、権利擁護の分野では、地域の中核となって行政や各社協、医療、介護の福祉関係機関との連携を、積極的なアウトリーチの支援を実施しまして、地域の方々が相談しやすい体制をこれからも維持していくということが求められていますので、活動していきたいと思っています。

続いて、173 ページ「5-3」をご覧ください。ここは新たに新設をしたところではあります
が、安房圏域は弁護士、司法書士、社会福祉士といった権利擁護の 3 職種、3 専門職が少ない
地域でありまして、後見人等のなり手不足というのが大きな課題となっています。それに伴い、
成年後見制度の申し立てを行ってから、家庭裁判所が後見人等を選任するまでの期間が、だん
だん伸びてきてまして、長い方だと決定が出るまで 4~5 か月かかるということもあります。
そうすると、支援が必要な方々の不利益にもつながっていく状況でありますので、そこで少し
でも後見人等を確保するという 1 つの手段として、計画的な市民後見人の養成が必要であると
認識しています。先ほど、榎本委員長からもお話をありましたが、今年度、安房で 41 名の方が
養成講座を終了したというような状況であります。今後も、効果的かつ効率的に市民後見人を
育成、また活用し、権利擁護体制の充実を図っていくということが重要でありますので、この
計画に新たに盛り込ませていただいたところでございます。私からの説明は以上です。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、最後に 175 ページから最後の「第 6 節 再犯を防止し、地域で支
える体制づくり（再犯防止推進計画）」について説明させていただきます。

こちらも、成年後見制度利用促進基本計画と一緒につくりになっています。単体での再発防
止に関する取組の計画が、この中に完結しているということで、基本理念もこの節で示してい
ます。

175 ページをご覧ください。『近年、全国的に犯罪件数が減少する一方、特に刑法犯検挙者数
全体に占める再犯者の割合は半数近くとなっており、社会復帰後の再犯防止対策が重要となっ
ています。国では平成 29 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づ
き、再犯防止推進計画（第一次）を閣議決定し、取組を推進してきました。また令和 5 年に第
二次再犯防止推進計画が閣議決定されています。さらに令和 7 年 6 月から、受刑者の特性に応
じた作業や指導を通じて更生と再犯の防止を図る「拘禁刑」を創設するなど、受刑者の社会復
帰支援に重点を移しています。再犯防止には、社会復帰後の、地域ぐるみで孤立させない支援
が重要です。そこで、本節を本市の「再犯防止推進計画」と位置づけ、取組を推進します。』と
いうことで、その下に基本理念を掲げています。「誰もが孤立せず、地域で共に暮らし続けられ
るまち」とさせていただいている。

176 ページをご覧ください。「取組の方向性」として、「犯罪や非行をした人が、地域で孤立
することなく、自立した生活の再構築に必要な支援を適切に受けられ、誰もが安心して共に暮
らし続けることができる地域を目指します。」、「現状と課題」として、「全国的に、検挙者数に
占める再犯者の割合（再犯者率）が高い水準となっており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐこと
が課題です。」「犯罪や非行に至る要因には、家族や地域社会との繋がりの欠如や孤立などの問
題が背景にある場合も少なくありません。」「このような犯罪の繰り返しを防ぐために、保護司
の活動の促進を図るとともに、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動が必要です。」と
捉えています。取組としては 4 つの項目を挙げています。

「6-1 相談支援」の重点項目としては、「犯罪をした人がかかる多様な生活上の課題に対
して、福祉をはじめ、医療、就労支援、教育支援など多分野にまたがる関係機関と連携した、
長期的な視野に立った相談支援を行います。」を掲げています。

178~179 ページをご覧ください。「6-2 安定した生活基盤の確保」「6-3 更生保護活動
への支援」「6-4 啓発運動への支援」という項目を掲げています。評価指標として、3 つの

項目「年間刑法犯罪発生件数」「安房地区保護司会鴨川支部会員数」「社会を明るくする運動研究会参加者数」を挙げています。第1節から第6節まで、基本的な取組についてご説明いたしました。以上です。

榎本委員長：ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見等あればお願いします。

栗原委員：179ページの評価指標で、「安房地区保護司会鴨川支部会員数」は今11名ですが、令和12年度の目標値も11名ということですか。現状は、安房地区全体で定員は決まっていませんが、だいたい60何名かいます。鴨川、南房総、館山、鋸南とあって、鴨川が何人という定員はないのですが、多分22名ぐらい鴨川は必要なのではないかと感じています。なかなか厳しい状態なので、3市1町でどうしたらいいだろうという話をしていますが、目標値が11名だとかなり少ないと思います。

事務局（四宮課長）：ありがとうございます。保護司会の会員数ですが、現状11名で、令和12年度も11名とした数字の根拠については、担い手がなかなか見つからない中で、減少はさせずに現状維持の11名を目標として定めようという経緯がありました。もう少し目標値を増やして、20に近付けるような高い目標値を設定することは可能ですが、5年間の中で現実的に見た時に、さらに10プラスして大丈夫だろうかというところがありますが、いかがでしょうか。

栗原委員：事情が分かれば大丈夫ですし、目標値を超えてもちろん良いわけです。しかし、正直に言いますと、多分これよりも減るのは現実だと思います。もうすぐ1人減りますし、とにかく減るのは間違いないです。あと10年、20年経つと、安房地区自体がゼロになってしまうのですが、この前、3市1町の協議会の中で出てきた内容が、まずは各種ボランティアの方たちに呼びかけたらどうとか、知ってもらう必要があるので広報を活用したらどうかとか、そのような意見がありました。ただ、一度広報で募集をしたことがあるのですが、立候補された方が、保護司の基準に合わないということがありました。保護司になるには、犯罪者はダメなので、公での募集は難しいという話が出ました。そこで、地域のことに詳しい民生委員さんとタイアップして、保護司になる方がいないか相談するのはどうだろうかという話になりました。ところが、民生委員さんもなかなか容易ではないようで、それを決めているのは区長さんらしいので、区長会のほうに聞いてみたらどうだろうかという話が、3市1町の中でも出ていました。実際、今年は鴨川で1名11月に入られたのですが、それ以前に何人も辞めていますので、保護司は減少しているのが現状です。全国的にも同じような状況ですので、保護司を理解していくだけで、保護司を増やすということが大切だと思っています。そのような現状があるので、目標値をそのまま11名とするのは理解できます。

榎本委員長：ほかにご意見はありますか。

遠坂委員：169ページの「権利擁護の相談件数」のデータで、令和3年度から令和6年度までの相談件数の推移が示されています。一方で、18ページの「虐待の相談・通報件数」のデータは、増加傾向にあると理解ができます。この2つの関係性ですが、「権利擁護の相談件数」というの

は、「虐待」というのも権利擁護の領域ですので、言葉の定義が違っているためこのような2つのデータが出てきたのだと思います。確認ですが、「権利擁護の相談件数」というのは、いわゆる社協さんの権利擁護推進センターがやっている業務の中での件数ということであれば、判断能力の不十分な方を中心とした成年後見制度に関する相談件数、日常生活自立支援事業に関する相談件数、あるいは、その他の任意契約に関する相談件数という狭い部分の権利擁護の相談件数と捉えてよろしいでしょうか。つまり、虐待に関する相談の件数は、ここに含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局（福祉総合相談センター濱崎副主査）：ご質問ありがとうございます。遠坂委員のおっしゃるところで、169ページについては、権利擁護推進センターの業務実績から数値を出していますので、虐待の件数は含まれていないということになります。よろしくお願ひします。

遠坂委員：権利擁護というと、狭義に捉えたり、広義に捉えたり、使い方でかなり変わってきます。権利擁護は、社協さんがやっている事業のほかに、虐待の対応とか、消費者被害に関する相談とか、そういうものも全部入ってきますので、ここを丁寧にやるのであれば、権利擁護の使い方の意味合いが分かるようにしたほうが良いと思います。

榎本委員長：ほかにご意見はありますか。

遠坂委員：成年後見制度利用促進基本計画に関する意見ですが、先ほど、冒頭に濱崎さんのほうから、次期計画における内容は、国レベルで大きな変化が今起こっているということで、大幅に内容が変わってくるということを包含した内容になっているということで、ご説明をいただきました。確かに、現行計画と次期計画の原案を比べると、かなり違った局面の内容になっていまして、取りまとめるのは非常に大変だったのではないかと思っています。本当に作成、取りまとめ、ご苦労様でした。

それを踏まえて、私からの提案です。先ほど、栗原委員からもご意見がありましたが、身寄りのない高齢者等に関する墓じまいの問題とか、その手前にある日常の生活の支援だとか、成年後見制度を含めて、その周辺にある権利擁護支援体制、権利擁護支援策をどうするかというところで、成年後見制度は民法の規定ですが、今、国のほうで、来年、25年ぶりに民法改正をしようということを法制審議会で協議を重ねていて、終わらない成年後見制度というものを、終われる成年後見制度に大きく変えるという方向で動いています。現状の成年後見制度では、一度後見人に就くと、その方が亡くなるまで、あるいは、その方の判断能力が回復するまでは後見制度が続くということになりますが、来年、民法の改正が実現すれば、成年後見制度を利用した時の生活課題が解決して、成年後見制度を終了するという事案が、かなり安房地区でも出てくると思います。しかしながら、判断能力が不十分なため後見制度を使っていたので、後見を終了したあとも何らかの権利擁護の支援策が必要であるだろうと思うので、濱崎さんのほうからも話がありましたが、民法のほうではなくて、社会福祉法制を充実させるということで、今、国のほうで新たな事業というのを模索しています。そういうことで、ここ部分の議論を本来は次期計画に盛り込みたいところですが、まだ国の議論がゴールまで行っていないので、鴨川市の次期計画に入れ込むのは難しいと理解ができます。例えば170ページの、「市

や新たな公共の担い手」というところの、1つ目に「成年後見制度の改正や日常生活自立支援事業の拡充を見据えて、県や他市町村の動向を参考にしながら、安房地域にあった体制を検討していきます」というのを入れていただきましたが、これは非常に重要な文言ですが2行に収まっているので、ここを肉付けをさせていただきたいです。私なりに解釈させていただいて、提案をしたいと思います。また、ぜひ民法の改正、社会福祉法の改正後を見据えて、鴨川市内でも検討会、あるいはプロジェクトチームを立ち上げて、ここで国の動向を踏まえて、安房地域、鴨川の権利擁護体制をどうするかというのを、定期的に議論するような場を設けていただければいいのではということを提案したいと思います。成年後見制度とか権利擁護というと、やはり判断能力が不十分な方が対象になってくるのですが、今、国で議論されているのは、ここに身寄りのない高齢者、つまりは、判断能力のある人を対象にしていきましょうという話です。そのため、非常に難しい議論になっています。

榎本委員長：今、日常生活自立支援事業の延長線上に、今の成年後見制度の部分を取り入れるという話が私のところに来ていますが、実際はどうなるかはつきり決まってからでないと動けないです。ただ、成年後見制度が縮小するという話ではないと思います。はつきり決まっていないということで、ご理解いただければと思います。

遠坂委員：だから、検討するとか、場をつくっていただくとか、そのような話になると思います。

榎本委員長：これは、あくまでも法律に基づいて裁判所の許可を受けてやっていますので、日常生活支援事業とは違う面もあるので、その辺のところは法が決まつたら、それに向けて対話を社会福祉協議会のほうでもやっていきたいと思います。

ほかにはいかがですか。

それでは、議件1について事務局から説明がありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

榎本委員長：ありがとうございます。ご承認いただけたものと認めます。

これより、議件2の「今後のスケジュールについて」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(2) 今後のスケジュールについて【資料2】

事務局（渡邊課長補佐）：合同会議でも、スケジュールについてお話しさせてもらいましたが、パブリックコメントを年明け早々に30日間行います。それと同時進行で、今日いただいた意見を調整しながら、案という形に持っていくたいと考えています。年明けに、第4回目の会議の日程の相談をさせていただきますので、よろしくお願いします。また、原案に関しての意見やアドバイスなども、引き続きよろしくお願いします。

榎本委員長：ただ今、事務局より今後のスケジュールについての説明がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今後のスケジュールについては事務局からの説明がありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

榎本委員長：ご異議もないようですので、承認をいただけたものと認めます。

それでは、本日、ご審議いただく案件につきましては、以上となります。

ほかに何かありますでしょうか。

皆さんから多くの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局におきましては、今後の事業遂行の中で、本日、委員から提案されたご意見等を踏まえ、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の議件の審議が全て終了いたしましたので、以上をもちまして私の議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局（渡邊課長補佐）：榎本委員長におかれましては議事をスムーズに進行いただきありがとうございました。委員の皆様も合同会議から長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

4 その他

事務局（渡邊課長補佐）：次回の会議については、令和8年2月中旬を予定しております。日程と場所については、調整をしてご案内をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

5 閉会

事務局（渡邊課長補佐）：閉会にあたりまして、委員の皆様から何かありましたらお願ひします。

鈴木委員：私が、15～16年管理をしている東京の病院の先生の別荘があるのですが、今までお母さんが年に何回か来て過ごしていたのが、この間、お母さんが亡くなりまして、娘さんが受け継いだという電話がありました。医者のお兄さんは、どのように片付けても良いと言っているけれど、娘さんはお父さんとお母さんがつくった建物なので、壊したくないということで、使用料は取らないので、どなたか団体の方に使っていただきたいとのことでした。私の判断ではなかなか見つけられないので、社会福祉協議会なり市なりに相談してみましょうよというのが昨日の話です。今日のお集まりの中で、使っても良いというような団体があれば知らせてもらえばと思います。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは、以上を持ちまして第3回鴨川市地域福祉推進会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和8年1月22日

署名 濱田 勝久